

2023年3月2日 全8頁

# 昆明・モンリオール生物多様性枠組を読む

採択を契機に、官民の生物多様性対応の加速が望まれる

経済調査部 兼 金融調査部 研究員 和田 恵

## [要約]

- 2022年12月に「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択された。前身の愛知目標と比べ、具体的な数値を盛り込んだターゲットが増加し、モニタリングフレームワークも採択された。採択に至る議論の中では、新型コロナウイルス感染症をきっかけに生物多様性と健康の関係も注目された。
- ビジネスや資金に関する議論も活発だった。ビジネスに関するターゲットでは、企業活動が生物多様性に与える影響を開示することが含まれた。資金に関するターゲットでは、具体的な資金動員の目標金額が示されたほか、グリーンボンドや生物多様性のオフセット等のスキームの拡充が含まれた。
- 各国政府は今次枠組を受けて、生物多様性国家戦略の策定・改定に入る。達成期限である2030年まで7年しかない中で、各国は短期間で成果を生み出す必要がある。日本政府も次期戦略の策定を進めているが、生物多様性に対する世間の理解・関心は低く、政府が取り組みを進める上で不可欠な国民の理解を得るのが困難であることが、生物多様性保全や活用推進の障壁となるおそれがある。今後、生物多様性の保全や活用のために求められる具体的なアクションを含む、普及啓発が求められよう。

## 1. 昆明・モンリオール生物多様性枠組が採択

2022年12月の生物多様性条約第15回締約国会議第二部にて「昆明・モンリオール生物多様性枠組」(以下、今次枠組)が採択された(図表1)。前身の愛知目標から社会経済環境や人々の認識が変わり、実効性のある内容が期待されていた<sup>1</sup>。本稿では今次枠組は前回と比べてどう変わったのか、ビジネスとの関連を中心に、今後の注目点を考えたい。

図表1：愛知目標と昆明・モンリオール生物多様性枠組の比較

昆明・モンリオール生物多様性枠組 (2021~30年)		愛知目標 (2010~20年)	
1. 生物多様性への脅威の削減		戦略目標A. 生物多様性を主流化し、生物多様性の損失の根本原因に対処	
1	すべての陸地・海域を統合的な空間計画下に置く	1	生物多様性の価値と行動の認識
2	劣化した陸域・水域の少なくとも30%を回復	2	生物多様性の価値を国・地方の戦略及び計画プロセスに統合
3	少なくとも30%の陸域・水域を保全地域に	3	有害な補助金の廃止・改革
4	絶滅危惧種の保全・回復	4	持続可能な生産・消費計画の実施
5	持続可能で安全・合法的な野生種の使用・採取・取引の確保	戦略目標B. 直接的な圧力の減少、持続可能な利用の推進	
6	侵略的外来種を少なくとも50%削減	5	森林を含む自然生息地の損失を少なくとも半減、劣化・分断を顕著に減少
7	汚染を有害ではない水準まで低減、化学物質によるリスクを少なくとも半減	6	水産資源の持続的な漁獲
8	気候変動及び海洋酸性化の影響を最小化/気候変動に対する生物多様性や生態系のレジリエンス向上	7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理
2. 持続可能な利用と利益配分を通じて人々のニーズを満たす		8	汚染を有害ではない水準へ
9	野生種の持続可能な利用	9	侵略的外来種の制御・根絶
10	農業・養殖業・漁業・林業の持続可能な管理	10	脆弱な生態系への悪影響の最小化
11	大気・防災など自然によるサービスの回復・維持・強化	戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守り生物多様性の状況を改善	
12	緑地と親水空間の拡大	11	少なくとも、陸域の17%、海域の10%を保全
13	遺伝資源へのアクセスと利益の公平な共有	12	絶滅危惧種の絶滅を防止
3. 実施のためのツールと解決策及び主流化		13	作物・家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性の維持・損失の最小化
14	生物多様性の主流化	戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスからの恩恵の強化	
15	ビジネスによる負の影響・リスクの低減、リスクや影響の開示	14	自然の恵みの提供・回復・保全
16	持続可能な消費の推奨、一人当たりフットプリントの低減、一人当たりフードウェイストの半減	15	劣化した生態系の15%以上の回復を通じ気候変動緩和・適応に貢献
17	バイオセーフティ対策	16	遺伝資源に関する名古屋議定書の施行・運用
18	有害な補助金の廃止・改革	戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化	
19	資金の拡大(少なくとも年間2,000億ドル)	17	国家戦略の策定・実施
20	能力構築と科学技術の強化	18	伝統的知識の尊重・統合
21	意思決定者の伝統的知識を含む情報や知識へのアクセス	19	関連知識・科学技術の向上
22	先住民などの意思決定への衡平な参加と権利の尊重	20	資金を顕著に増加
23	ジェンダー平等		

(出所) 環境省、Convention on Biological Diversity より大和総研作成

<sup>1</sup> 経緯については、和田恵「[ポスト2020生物多様性枠組を読む](#)」(大和総研レポート、2022年9月22日)を参照。

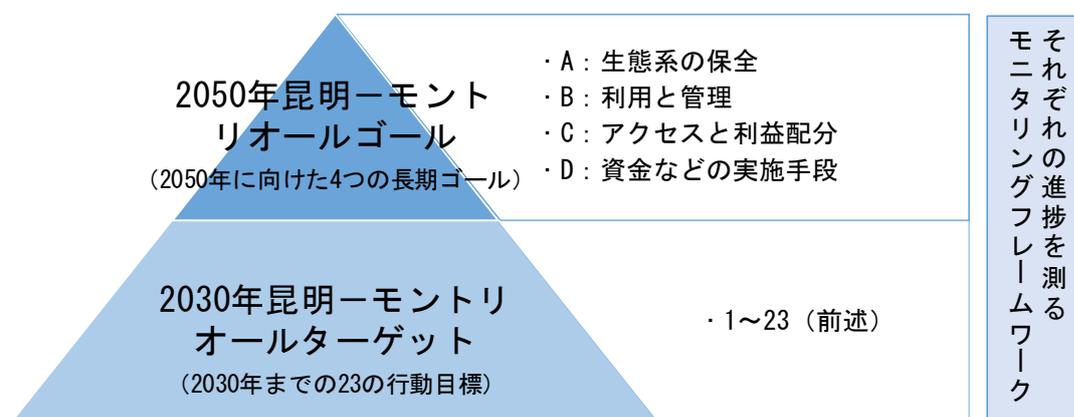
## 全体的な変化：数値が含まれた目標が増加

昆明・モンリオール生物多様性枠組は前身の愛知目標の経験や社会経済環境を踏まえ、内容が拡充された。本稿では主な変化を3点取り上げたい。

まず、具体的な数値を入れたターゲットが増えたことで、国際社会の生物多様性保全に向けた意欲の高まりを感じさせられる内容であった。定量的な数値目標が組み込まれているターゲットが3つから7つに増えており、その中には汚染のリスクや悪影響の半減、侵略的外来種の導入及び定着率の半減や食料廃棄の半減に加え、後述の資金目標がある。特に注目されたのがターゲット3の「30by30」(2030年までに、陸域、陸水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%を効果的に保全及び管理)だ。G7では2021年6月のサミットにて合意しており、今次枠組で採択されたことで世界的な目標となった。

2点目に、愛知目標と異なる点として、ゴール<sup>2</sup>・ターゲットの進捗を把握するためのモニタリングフレームワーク、すなわち指標が同時に採択された点がある(図表2)。温室効果ガスの排出量で主な進捗を測れる気候変動分野と異なり、生物多様性は1つの代表的な指標がない。そのため、今次枠組においては多様な指標が候補に挙がっている。その中で、ゴール・ターゲット毎に代表的な指標として「ヘッドライン指標」が提案されている。これらの指標が早めに提示されたことで、各国・各主体は今次枠組で求められる具体的な行動をいち早く把握し、実行することができよう。ただし、モニタリングフレームワークは確定しておらず、次回のCOP16にかけて専門家会合を設置して議論が継続される。

図表2：ゴール・ターゲット・モニタリングフレームワークの概要



(出所) 環境省、Convention on Biological Diversity より大和総研作成

最後に、COP15 第二部では、コロナ禍をきっかけに生物多様性と健康の関係が注目された。その結果、枠組においては「枠組の実施についての考慮事項」として「生物多様性と健康」が挙げられた。また、今回採択されたパッケージには含まれていないものの「生物多様性と健康」につ

<sup>2</sup> 今次目標では2050年に向けた目標(ゴール)も採択されている。

いてのドキュメントが公表されており、ワンヘルス<sup>3</sup>アプローチが人獣共通感染症のリスクを減らすなどの内容が含まれている。国際社会ではパンデミックの備えのためのワンヘルスの必要性の認識は高まっている。具体的な動きとして、WHO は 2021 年にパンデミックの予防と備え、対応に関する法的枠組を策定することを決定しており、その中にワンヘルスが含まれる見込みだ。

## ビジネスに関する目標が深化

さらに、生物多様性保全・活用の担い手としてビジネスセクターの役割が注目された。ビジネスと金融機関に関するターゲット 15 に着目したい（**図表 3**）。このターゲットは企業（特に、大企業や多国籍企業、金融機関）に対して、業務、サプライチェーンやバリューチェーン、ポートフォリオ）が生物多様性に与える影響を定期的に監視・アセスメントし、それらの情報を開示することや、消費者が持続可能な消費行動を選択するために必要な情報を提供することなどを、法的・行政的・政策的措置を通じて求めるものだ。なお、この目標では情報開示を義務化するという一段と意欲の高い提案がなされていた。世界経済フォーラムや国際 NGO など構成される生物多様性に関わる国際団体「Business for Nature」も“#MakeItMandatory”（義務化を実現しよう）キャンペーンを主導するなど義務化を支持していた。義務化は見送られたものの、同団体は「大企業や金融機関の参加を確保する」「要求を含める」といった義務化につながり得る表現が盛り込まれた点は評価しているようだ。

モニタリングフレームワークの指標を見ると、ターゲットのヘッドライン指標として、「生物多様性に関するリスク・依存度・影響を開示する企業数」が挙げられていることから、このターゲットの中で政府は企業に対して特に開示を促すと考えられる。企業は今後対応を迫られることになりそうだが、生物多様性に関するサプライチェーンは複雑であり<sup>4</sup>、また定量化が難しい点が課題といえよう。

**図表 3：ターゲット 15 の概要**

特に大企業や多国籍企業、金融機関に対して、政府が法律上、行政上、又は政策上の措置を講じる

- ✓ 業務、サプライチェーン、バリューチェーン、ポートフォリオ上の生物多様性に関するリスク・依存度・影響を定期的にモニタリングおよび評価し、透明性をもって開示する。
- ✓ 持続可能な消費様式を推進するために消費者に必要な情報を提供する。
- ✓ （該当する場合は）利益配分等に関する報告をする。

（出所）環境省、Convention on Biological Diversity より大和総研作成

<sup>3</sup> 「人」「動物」の健康と「生態系」の健全性は相互に密接に関係していることから、これらを一つと考え、健全性を維持しようとする理念を指す。

<sup>4</sup> 森林関連に限るが、CDP による企業へのアンケート調査では、森林関連リスクを回避するにあたっての主な障壁や課題について、「サプライチェーンの複雑さ」が「一般の認知度の低さ／市場の需要が限定されていること」と並んで最も多く挙げられた。（CDP「CDP フォレストレポート 2021：日本版」（2022 年 4 月））

## 資金に関する議論が活発に

次に、資金に関する議論が盛り上がった点を指摘したい。2019年時点で、世界の生物多様性の保全に必要な金額は7,220億～9,670億ドル/年にもかかわらず、1,240億～1,430億ドル/年しか使われていなかった<sup>5</sup>。この平均7,110億ドル/年の資金ギャップを埋めるため、5,000億ドルの補助金などの生物多様性に対して有害なインセンティブの廃止または改革（ターゲット18）と少なくとも年間2,000億ドルの資金の拡大（ターゲット19）が決定された。具体的な金額の設定までできたのは、今次枠組の成果の1つだろう。

特に、官民合わせて少なくとも年間2,000億ドルまで資金を増加させることが合意されたターゲット19（**図表4**）を見ると、途上国への支援のための資金では具体的な金額目標（2025年までに少なくとも年間200億ドル、2030年までに同300億ドル）が設定され、加えて民間部門による生物多様性への投資の奨励や、グリーンボンドや生物多様性のオフセット等のスキームの拡充が求められている。また、生物多様性と気候変動は「コインの両面」と表現されるほど密接にかかわることから、この2つの相乗効果を高めることが奨励された。

さらに、途上国における実施のための資金不足が叫ばれている中で、資金を拡大させる必要があり、その緊急性が高いことから、「グローバル生物多様性枠組基金(GBF Fund)」の設置が合意された。同基金を2023年に設置するよう、途上国向けに環境保全のための資金供給を行う「地球環境ファシリティ(GEF)」に求めている。

**図表4：ターゲット19の概要**

2030年までに少なくとも年間2,000億ドルまで資金を増加させる。

- ✓ 先進国等から途上国への資金を2025年までに少なくとも年間200億ドル、2030年までに同300億ドルまで増加させる。
- ✓ 自国の生物多様性資金戦略等の実行のための国内資金を大幅に増加させる。
- ✓ 民間部門が生物多様性に投資することを奨励する。
- ✓ 生態系サービスへの支払い、グリーンボンド、生物多様性のオフセット及びクレジット等の革新的なスキームを促進する。
- ✓ 生物多様性と気候危機を対象とする金融のコベネフィットとシナジーを最適化する。
- ✓ コミュニティ主体の行動など市場に基づかないアプローチの役割を強化する。
- ✓ 資金の提供と利用における有効性、効率性、透明性を高める。

(出所) 環境省、Convention on Biological Diversity より大和総研作成

資金の流れをどう転換していくか、メインの会議の外でも議論があった。COP15 第二部ではパラレルイベント「Finance and Biodiversity Day」が設けられ、国際機関や開発銀行、民間金融機関等の関係者が集まり、金融政策の役割や資金の流れを転換するためのアプローチ等をディスカッションした。これに先んじて、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI)、国連責任投資原則 (PRI)、Finance for Biodiversity Foundationのもと、世界の主要な154社の金融機

<sup>5</sup> Paulson Institute, The Nature Conservancy, Cornell Atkinson Center for Sustainability (2020) “FINANCING NATURE: Closing the Global Biodiversity Financing Gap”

関が厳しい枠組にすることを政府に求めた<sup>6</sup>。民間金融機関は生物多様性に対する関心の高さを見せている。

環境 NGO である Portfolio Earth の調査によると、2019 年に世界の主要銀行（50 社）は生物多様性喪失の要因をつくっているセクターに 2.6 兆ドル超を投資しており、投融資が生物多様性に与える影響をモニタリング・測定するための十分なシステムはなく、方針も策定していない<sup>7</sup>。加えて、上記の通り生物多様性の保全・利活用に資する資金の拡大が期待されていることから、今後、金融の役割が重要視されていくだろう。

## 2. COP15 後の注目点

### 日本政府は次期生物多様性国家戦略を策定予定

この枠組は各国が実行しない場合や未達成の場合の罰則はない。そのため、世界全体の目標達成のためには各国政府が意欲的な目標の設定、行動をとるような仕組みを設ける必要がある。今会合では、この仕組みについても合意された。各国政府は今次枠組を受け、COP16（2024 年）までに生物多様性国家戦略を策定・改定する。前述の通り今次枠組は数値目標・モニタリング指標等によって、進捗の測定がしやすくなっており、進捗を COP17（2026 年）と COP19（2030 年）に向けて提出することになっている。COP17 と COP19 では今次枠組に向けた各国の取組みの進捗状況を報告し、各国の状況を確認した上で、各国が国家戦略の見直しを行う予定だ。達成期限である 2030 年まで 7 年しかない中で、各国は短期間で成果を生み出していく必要がある。

日本政府においても 2023 年前半に次期生物多様性国家戦略を策定予定だ。現時点の案<sup>8</sup>によると、次期戦略では、2030 年に向けた目標として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が掲げられる見込みだ。ネイチャーポジティブとは、生物多様性の喪失を止めて回復させ、生物多様性の状態をよりよくすることを指す。この実現を通じて、「自然と共生する社会」という 2050 年ビジョンを目指す。

なお、個別の目標や指標案を見ると<sup>9</sup>、資金ギャップの改善に関する指標は検討中となっている。ただし金融に関しては、「生物多様性に関連する投融資原則への国内の署名機関数」が検討されている。ビジネス（ターゲット 15）に関連する国内の指標としては、「生物多様性保全に貢献する技術・サービスを提供している企業の割合」、「経営方針等へ生物多様性を組み込んだ企業割合」、「生物多様性に関する合理性の高い目標を設定している企業割合（数）（SBTs for Nature、サプライチェーンを通じた影響を含めた目標設定している企業など）」、「生物多様性に関する情報開示を行っている企業割合（数）（TNFD への賛同企業など）」、「国内の事業活動を通じた日本全体のエコロジカルフットプリント」、「国内の事業活動を通じた日本全体のマテリア

<sup>6</sup> UNEP FI “[150 financial institutions, managing more than \\$24 trillion, call on world leaders to adopt ambitious Global Biodiversity Framework at COP15](#)”（2022 年 12 月 13 日）

<sup>7</sup> Portfolio Earth (2019) “Bankrolling Extinction: The Banking Sector’s Role in the Global Biodiversity Crisis”

<sup>8</sup> 環境省「[次期生物多様性国家戦略（案）](#)」

<sup>9</sup> 環境省「[次期生物多様性国家戦略において設定する状態目標・行動目標に関する指標（案）](#)」

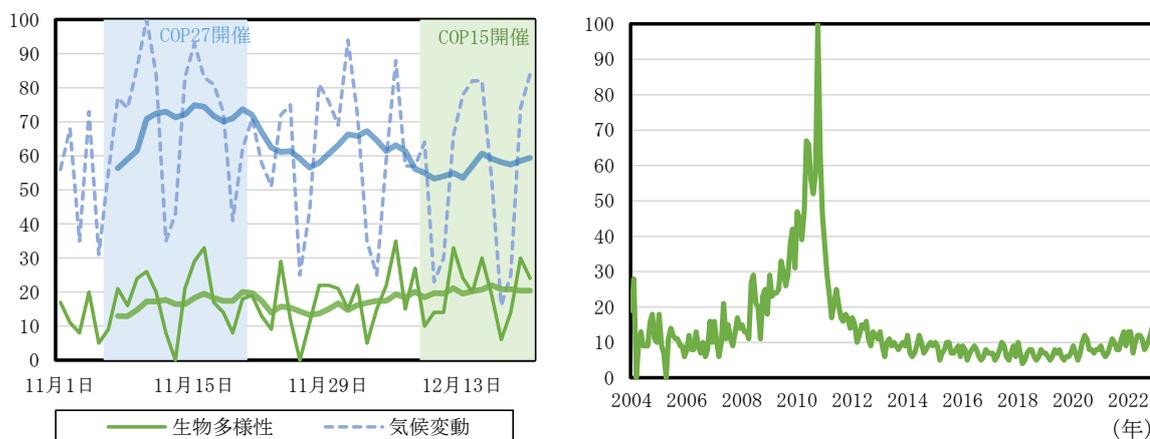
ルフットプリント」が現在想定されている。こうした動きに対応し、生物多様性に関する方針の策定や、生物多様性の保全や活用に資する取り組みを実施する企業も増加していくと考えられる。

### 普及啓発が今後の課題

政府が生物多様性保全や活用推進の取り組みを進める上では、国民の理解を得ることが不可欠であるが、生物多様性に対する世間の理解・関心が高まっていない。これが政府の取り組みの障壁となるおそれがある。Google Trends を用いて、「生物多様性」に対する世間の関心度合いを見ていきたい（**図表 5**）。世間の関心が高い環境問題である「気候変動」（対象期間のうちいずれかの検索ワードの最も人気度が大きい時を 100）と比較したところ、生物多様性への関心は三分の一程度だった。対象期間は 2022 年 11 月 1 日～12 月 20 日（枠組の採択が日本で報道された日）であり、この間に気候変動の COP27（国連気候変動枠組条約第 27 回締約国会議）と COP15 第二部が開催されている。COP15 第二部の期間中も生物多様性への関心が高まったとは言い難い。生物多様性の検索動向を長期時系列で確認すると、COP10 を日本で開催したこともあり愛知目標採択周辺（2010 年頃）が最も盛り上がり、その後は低空飛行を続けている。生物多様性は気候変動の次に注目されるテーマと言われているものの、足元での世間の関心は未だ低いとみられる。

内閣府の世論調査によると、生物多様性の言葉の意味を知っているのは約 3 割にすぎない<sup>10</sup>。さらに、同調査では「生物多様性の保全に貢献する行動を制限すること」として、約半数が「何をしたらよいのか、よくわからないこと」と回答している（**図表 6**）。今後、生物多様性の保全や活用のために求められる具体的なアクションを含む、普及啓発が求められよう。

**図表 5：「生物多様性」と「気候変動」への関心の比較（左）、「生物多様性」への関心の推移（右）**



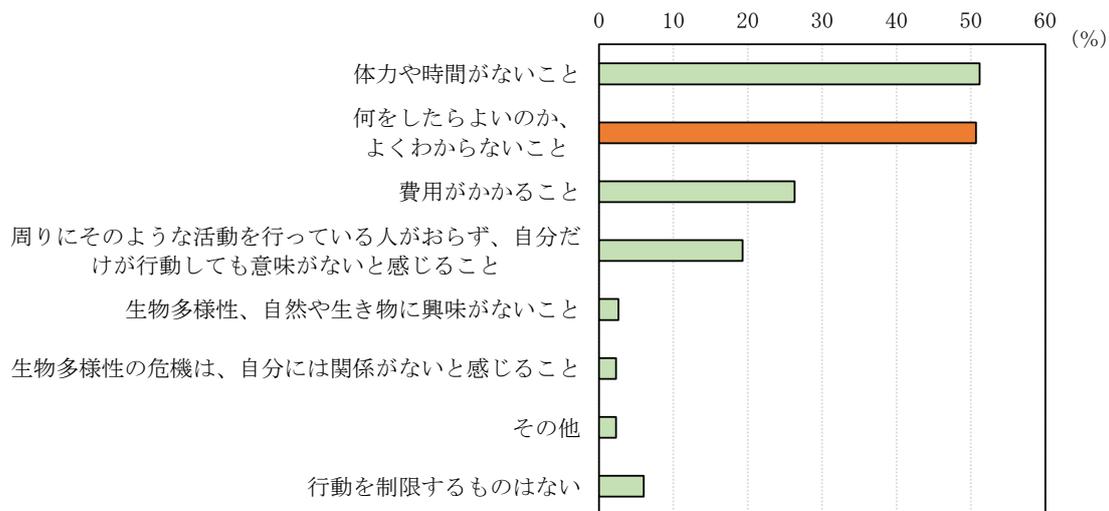
(注 1) 地域内・期間内での検索ワードの相対的な人気度合い（最大 100）を示す。左図は月次データ、右図は日次データ。

(注 2) 左図のシャドウは COP 開催期間。太線は 1 週間移動平均。

(出所) Google Trends より大和総研作成

<sup>10</sup> 内閣府「生物多様性に関する世論調査」（令和 4 年 7 月調査）（2022 年 11 月 24 日）

図表 6 : 生物多様性の保全に貢献する行動を制限すること (複数回答可)



(注) n=1,557 人。

(出所) 内閣府より大和総研作成